

中から敦賀間については、関係地区での事業説明を済ませ、現在、中心線測量を行っている。

②近畿自動車道敦賀線は、京阪神地域や北近畿地域と若狭地域とを結び、地域の活性化と地域開発の促進を図ると共に、災害時における代替ルートとして道路交通の信頼性の確保に大きな役割を果たすものと期待されている。問題点としては、圏外流出が多くならないか、本市が通過点とならないかということである。今まで大阪や名古屋方面とのアクセス道路が無かったことから、また、多くの観光資源が活かされていなかった面からも観光客の増加を期待して



小浜駅前

いる。このため、本市の豊かな海洋資源と歴史ある文化遺産をPRし、観光客の増大を図りたい。

小浜駅周辺整備

Q 現在進めている小浜線電化や琵琶湖・若狭湾リゾートライン鉄道の新設に向け、小浜駅周辺を観光情報基地として整備し、合わせて商店街活性化に結びつくような施策を講じる必要があると考えるが、第四次総合計画に取り入れる考えはないかお尋ねする。

A 現在、小浜線電化については、福井県やJR西日本より前向きな取組みを、また、リゾートラインについても県の重要望事項に格上げされるなど積極的な協力をいただいている。こうした交通網の整備により鉄道整備関係の報告書では年間約百七十七万人の入り込み客の増加が予想されている。このため、駅前周辺はもとより市内全域あるいは若狭地域全体を通じた観光、歴史、文化施設の整備や祭、食材を活かしたソフト事業など様々な受け皿作りが必

要となる。駅前の周辺整備については、ハード面では駅舎や駅前広場、アクセス道路などの基盤整備、あるいは公園や物産販売施設の一体化、歩道、街路照明などの整備が考えられる。ソフト面では、定期観光バスと列車ダイヤの改善、鉄道とレンタカーの一体化など様々な方策が考えられる。これらについては総合計画策定のなかで他の施策とも併せ、総合的に検討していきたい。

企業振興

Q 地元企業の振興育成方策の観点から、市の物品、工事関係の入札執行状況についてお尋ねする。

A 現在の景気の動向は依然として厳しい状況下であり、中でも消費の低迷と設備投資の落ち込みは深刻である。本市においても郊外大型店の影響や雇用問題、所得減少の不安などにより消費が低迷していることは否定できない。そういった中で本市における物品、工事関係の入札執行状況は、平成十年度実績で物品の入札では、市内業者

のみが八十一パーセント、市内、市外混在業者が四パーセント、市外業者のみが十五パーセントとなっている。工事関係では、市内業者のみが八十五、七パーセント、市内・市外混在業者が六、八パーセント、市外業者のみが七、五パーセントとなっている。以上の数字から地元経済に大きく寄与していると判断している。また、プレミアム付商品券についても、消費者へ市内消費の意識の高揚をはかり、本市経済の活性化と市外への消費流出防止につなげることを目的としていることから、今後も官民一体となった活性化策に取り組みたい。

介護保険

Q 介護保険制度について次の点をお尋ねする。

①制度スタートに向けての諸施策について
②準備要介護認定の申請受付の取組みについて

A ①介護保険制度のスタートに向け、制度を円滑に実施運営するためには、適正なサービスの見込み量による保険料率の設定とサービス

給量の確保が必要であると認識している。保険料率については、今後、事業計画策定委員会を中心に十分検討していただきたい。サービス供給量の確保については、在宅サービスでは見込み量を的確にとらえる中でサービスの確保を図るため、事業者と協議を重ねたい。施設サービスについては、保健福祉圏域からみた適正なベッド整備の必要があり、県の調整作業も経る中で計画をたてたい。

②準備要介護認定申請の受付については、十月一日から開始できるよう準備している。現段階での申請見込み者数は在宅及び施設入居者を合わせて約九百名である。受付を円滑に進めるため、在宅サービスを受けておられる方から順に受付の予定である。認定調査については、居宅介護支援事業者と介護保険施設に調査を委託するように準備を進めている。認定審査については、若狭五市町村で広域による若狭地区介護認定審査会を設置しており、研修会等も開催し、概ね体制は整っている。

不況対策

Q 本市における不況対策について次の点をお尋ねする。

①公共事業の拡大による雇用の促進について

②緊急地域雇用特別基金事業の取組みについて

A ①現在の雇用失業情勢に遅れて回復する傾向があることから当面は厳しい状況が続くと考えられる。本市においても製造業を中心に厳しい状況にある。このような中、本市では国の総合経済対策および緊急景気対策を受け、昨年度は中山間地域総合整備事業や下水道事業などに取り組んだ。また、今年度は少子化対策臨時特例交付金事業や緊急地域雇用特別基金事業の展開を図り、雇用就業機会を支援したい。

②緊急地域雇用特別基金事業は、臨時応急の措置として、雇用・就業の機会を創ること

緊急に就業機会の創出を図ることを目的としているため、雇用期間が六ヶ月未満に限られているなど細かい制約がある。本市の取組みについては、平成十一年度は（仮称）地域福祉センター建設に伴う「遺跡発掘調査事業」を主体として事業の展開を図りたい。三ヶ年事業であり、来年度以降についても制度の積極活用を図り、地域の雇用創出に努めたい。

考課制度

Q 考課制度（勤務評定）の導入について次の点をお尋ねする。

①行政改革の現状について

②制度の導入について

③職員の適正人数について

A ①本市では、平成八年三月に簡素で効率的な行政システムの確立、行政運営の質的なレベルアップ、市民に判り易い行政改革の推進の三つを視点に行政改革大綱を取りまとめた。その後、各種審議会への女性の登用や公共施設の委託化などに取り組み、平成十年十一月には行政改革実施計画を取りまとめ、地方

分権の受け皿づくりとなる職員の意識改革などに取り組んでいる。現時点では、四十八の実施項目のうち三十六項目について取組みを進めている。

地方分権

Q 地方分権と本市の取組みについてお尋ねする。

A 第百四十五国会で『地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律』が七月八日に成立、十六日に公布された。内容的には、機関委任事務制度の廃止による法定受託事務、自治事務への移行、手数料条例の制定、

国、県の関与の見直し、権限委譲の推進、必置規制の見直しなど「真の地方自治の独立宣言」を実現するものである。これに関して本市の条例や規則の改正等は、百本程度になるのではないかと考えている。分権型社会の基本理念は、国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることである。現在、本市では行政改革大綱ならびに行政改革実施

総合計画

Q 第三次総合計画の進捗状況について次の点をお尋ねする。

①ソフト面の推進方法と成果について

②長期的に見た問題点について

A ①第三次総合計画は平成三年に策定し、平成八年の中間改訂を経て、まもなく十年が経過しようとしている。策定から現在までに社会経済情勢は大きく変化しており、計画の検証については施策の体系に基づきそれぞれの事業を洗い出している。主な方法としては、計画の基本方向が妥当であったか、実現できなかつたり不十分だった施策はなかつたか、行政需要に応えたものであつたか、新たな行政需要は何か、などさまざまな角度から問題点を掘り

も達成している。しかし、類似都市と比較するとかなり高いのが現状であり、今後も組織機構の再編等で職員削減に努めたい。

計画に基づき、種々の施策に積極的に取り組んでいるところである。職員自らが意識の改革に努めるとともに、政策の企画、立案、実行能力を高めていかなければならないと考えている。

起こしている。現在までの状況については、ソフト面では「若狭の語り部」や「第九合唱団」の育成など各種イベント事業や健康福祉事業等を行っている。ハード面では「総合運動場」「小浜病院の改築」「白鬚再開発事業」「働く婦人の家」「ケーブルテレビ」「小浜縦貫線」等への取組みと、現在継続している「グリーンセンター」「近畿自動車道敦賀線」「若狭西街道」の建設等数多くの事業を展開している。

②長期的な問題点については、将来、人口がどうなるのかという問題がある。本市においても少子化が進展しており、確実に減少していく傾向は避けられない。また、地方分権が本市の施策に大きな影響を及ぼすことは必至であり、様々な変化を十分研究し第四次総合計画に反映していきたい。

少子化問題

Q 本市における少子化問題について次の点をお尋ねする。

①少子化対策について

②少子化対策臨時特例交付金事業について

A ①近年、晩婚化の進行・女性の雇用環境問題などを背景に少子化が急速に進んでいる。本市の特殊出生率は平成十年度で一・八五人となっており、その対策として結婚相談の実施や子育て支援センターの設置による子育て相談等いろいろな支援事業に取り組んでいる。

②少子化対策臨時特例交付金事業については、臨時緊急措置として単年度限りの事業であり、本市としては、公立・私立の保育園および幼稚園の設備について整備を図る。地域子育ての中心施設としての機能を充実させ、保護者が安心して子供を預けられる施設整備に努める。

都市・農村交流

Q グリーンツーリズム（都市・農村交流活動）の推進について次の点をお尋ねする。

①都市・農村交流活動の一環としての体験農業の実施について
②小浜型グリーンツーリズム

による地域活性化については、

A ①体験農業については、価値観の変化や余暇時間の増大により都市側のニーズが高まっている。農村においては、自然豊かな村づくりや集落の活性化に対する意欲、さらに宿泊施設や農業生産施設など受入れ体制を確立することが実施に向けて難しいところである。また、体制が整っても短期間で実現できるものではなく、都市住民と受入れ側との幅広いコンセンサスを図ることが重要であり、今後様々な方向から検討していきたい。

②本市においては、内外海地区で「釣堀、定置網体験、梅もぎ取り、山菜取り」等のメニューで体験民宿の取り組みをされている。現在、農林漁業体験協会に十四件の民宿が登録されており、今後の民宿経営の方向として注目している。また、地場産業についても宿泊施設等との連携による箸づくりや紙すき体験により、活性化を図る必要があると考えている。

二〇〇〇年問題

Q コンピューター二〇〇〇年問題について本市と消防、小浜病院における各システムの対応状況についてお尋ねする。

A 本市では現在、住民記録、課税、上下水道、財務関係などの大型コンピューターを使用する主要業務システムについてすべて修正作業は終了しており、模擬テストを実施する段階である。これ以外の各課の業務についても、二〇〇〇年問題対応マニュアルに基づき、修正および模擬テストの実施を進めている。社会基盤等ライフラインへの対応についても最優先課題として取り組んでいる。消防および小浜病院においても、それぞれで取り組みを行っており、該当する箇所の修正作業や模擬テストはほぼ完了している。本市では、市民生活への影響の度合いに応じ、この問題を地域防災計画に

基づき対応することとしており、事前の対応



策や予測される危険日の待機体制についてはマニュアルに基づいて対処したい。

循環バス

Q 高齢者や子供等交通弱者の足として、また観光客の移動手段として市内循環バスを運行する考えはないかお尋ねする。

A 現在本市では、高齢者、障害者の方々を対象に福祉タクシーヤリフトタクシー制度を導入している。他の自治体における循環バス運行の取り組みをみると、商業や観光振興を目的としながら、同時に高齢者等に配慮している状況である。運行については低額の乗車料金では採算が合わないこと、民間バス事業者等との競合、運行地域の選定などの点について十分な検討が必要である。県では現在、福祉バス運営費補助制度を創設しており、今後先進事例や補助制度を参考にしながら制度化に向けて取り組みたい。



意見書

本定例会において、次の意見書を可決し、それぞれ関係行政庁へ提出しました。

道路特定財源の確保に関する意見書

道路は最も基本的な社会基盤であり、二十一世紀を目前に控え、国土の均衡ある発展を図るとともに、活力ある地域づくりや豊かな暮らしづくり、安全で快適な環境づくりを支援するためには、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備を計画的、重点的に促進することが是非とも必要である。

しかし、我が国の道路の現状は、特に地方において未だ十分ではなく、本県においても、近畿自動車道教習線や中部縦貫自動車道をはじめとする高規格幹線道路から市町村道に至るまでの、道路整備に対する要望は極めて強いものがある。

特に、本市においては、『快適で住みよい社会基盤の形成をめざして』をテーマに町づくりを推進しており、その目的達成のため、国道二十七号をはじめとする道路網の整備が必要不可欠である。国道よって、政府におかれては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

一、揮発油税、地方道路税、自動車重量税、軽油取引税、自動車取得税、石油ガス税の道路特定財源を堅持し、一般財源化あるいは道路以外の使途へ転用することなく、その全額を道路整備に充当すること。

二、平成十二年度においては、新道路整備五箇年計画に基づき、円滑に道路整備を推進していくため、道路整備特別会計を堅持するとともに予算の確保を図ること。

三、市町村道の整備を促進するため、地方の道路財源を充実強化すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年九月二十二日

小浜市議会

公務員労働者の新賃金早期決定に関する意見書

人事院は去る八月十一日、国家公務員の給与を平均千三十四円（〇・二八％）引き上げること、福祉職俸給表を新設すること、更に一時金を〇・三月削減することを中心とする勧告を行った。

これらは極めて厳しい日本経済や民間労働者の賃金引き上げを反映した結果ではあるが、今回の勧告が人事史上最低のペアに加え、期末手当が過去最高の削減月数となり、このことから年収が対前年比マイナスとなることが予測される。

日本経済が置かれている状況は、内需拡大を促す労働者の購買力の強化が図られることが回復に向けての大きな要因となっており、その意味からも深刻な影響を与えることが危惧される。

一方、福祉職員の俸給表の新設は、ホームヘルパーなど今後増大する社会福祉労働者の処遇改善につながるなど大きな社会的意義があると判断するものである。

労働基本権の代償措置としての人事院勧告は尊重されるべきであり、困難な状況下にあるとはいえ公務員労働者の士気を高め、住民サービス向上への効果も考慮するうえで、本年勧告についてその実施と早期精算がなされることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年九月二十二日

小浜市議会

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしている。

しかし、政府は昭和六十年以降、教材費、旅費、恩給費および公共費の一般財源化等を行うなど、国庫負担の縮減を行っており、平成十二年度予算編成においても、学校事務職員と学校栄養職員との給与等が国庫負担の対象から除外されることが懸念されている。

これらの職員は学校運営に不可欠なものであり、この制度の改定は厳しい地方財政をさらに圧迫し、義務教育の円滑な推進と教育水準の維持向上に多大な影響を及ぼすものである。よって、政府におかれては、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年九月二十二日

小浜市議会

小中高等学校「三十人以下学級」の推進等に関する意見書

現在、授業についていけない子、不登校、いじめなど憂慮すべき事態が進行しつつある。このような中、平成十年九月の中央教育審議会答申においても、子どもの個性を伸ばし豊かな心を育むため、学校の自主性・自立性を確立し、自らの判断で学校づくりに取り組むことができるよう学校および教育行政に関する制度等を見直す必要があるとしている。

子どもを取り巻く環境の急激な変化の中、山積する教育課題に対応するため、適正規模の少人数学級の実現が是非とも必要となる。よって、政府におかれては、かかる実情を考慮され、第六次（高校第五次）教職員配置改善計画を速やかに実施するとともに、「三十人以下学級」の早期実現を柱とする新たな「標準法」を策定し、更にいじめ、不登校などの教育課題への対応、へき地校や障害児学級への配慮等、子どもの発達段階を考慮した弾力的な教職員加配を速やかに行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年九月二十二日

小浜市議会

乳幼児医療費無料化制度の確立を求める意見書

「子どもが病気の時、安心して病院にかかれるように」と乳幼児医療費無料化の運動が全国各地で広がり、今では多くの自治体で何らかの医療費助成を行うまでに至っている。

一方、出生率が年々低下する中、安心して子どもを産み育てられる環境をつくることは国の責務である。厚生白書によると理想の子ども数は二・五三人（平成九年）であるのに対し、理想の子どもをもてないのは「育てるのお金がかかると」「教育にお金がかかると」という理由が七割を占めている。子育て中の若い世帯は収入が低く、「少子化」への対策としても社会的な支援策の強化が求められている。

また、子どもの権利条約では、子どもたちが最高水準の健康を享受する権利があることをうたった。よって、子どもたちの健全な成長を社会的に保障し、若い父母が安心して子育てができるよう、乳幼児医療費無料化を国の制度として確立することを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年九月二十二日

小浜市議会

聴覚障害者の社会参加を制限する欠格条項の早期改正を求める意見書

昭和56年の国際障害者年法は、「完全参加と平等」をテーマに掲げ、障害者に対する差別をなくし、障害者の社会参加と平等の保障を強く提唱している。

しかしながら、現行の医師法、薬剤師法などでは、「耳が聞こえない者、口がきけない者」を欠格事由とし、聴覚障害者に資格や免許を与えないなどの制限を設けている。

現在は平成七年に策定した障害者プラン「ノーマライゼーション七か年戦略」において、障害者に対する差別や偏見を助長するような用語、資格制度における欠格条項の見直しを行うこととし、中央障害者施策推進協議会において検討を進めているが、ノーマライゼーションの理念を具現化するため、聴覚障害者を欠格事由とする法律や間接的に社会参加を制限する法律の一日も早い改正が望まれる。

よって、政府におかれては、聴覚障害者の社会参加をより一層促進するため、欠格条項を有する法律等を早期に改正されるよう強く要望する。

平成十一年九月二十二日

小浜市議会